

平成18年2月13日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について

タクシー事業場における労働条件の確保・改善を図るため、国土交通省との間でそれぞれが取り組むべき課題とその対策を協議する場を設け、検討を行ってきたところである。

今般、労働基準監督機関及び地方運輸機関の双方が有する権限を行使し、より効果的な指導を行うため、合同監督・監査について下記によることとしたので、適切に実施されたい。

なお、本件については、別添のとおり国土交通本省から地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に対して通知されているので申し添える。

記

1 合同監督・監査の目的

労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって一般乗用旅客自動車運送事業における自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るものであること。

2 合同監督・監査の対象事業場

都道府県労働局と地方運輸支局が協議の上、決定すること。

3 合同監督・監査の実施時期

実施時期は平成18年4月1日以降、秋の全国交通安全運動実施時期を中心とすること。

4 合同監督・監査の実施方法

合同監督・監査の具体的実施方法については、次に定めることによるほか、都道府県労働局と地方運輸支局との間で必要な調整を行うこと。

なお、合同監督・監査を行った事業場については、相互通報制度の対象とはしないこと。

- (1) 合同監督・監査は、原則として予告することなく実施すること。
- (2) 合同監督・監査において、両機関が確認した事実の共有化を図り、当該事実を基に各々がその所管法令等を適用し、行政処分や行政指導を行うこと。

国自総第505号

国自旅第235号

国自整第124号

平成18年2月13日

各地方運輸局自動車交通部長

〔関東、近畿〕運輸局自動車業務監査指導部長

各地方運輸局自動車技術安全部長

沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局総務課安全対策室長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局技術安全部整備課長

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する労働基準監督機関との
合同監査・監督の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する監査等については、これまで、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成14年1月17日付け、国自総第416号、国自旅第141号、国自整第139号）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱について」（平成14年1月17日付け、国自総第423号、国自旅第148号、国自整第146号）（以下、「監査方針等」という。）に基づき実施してきたところであるが、今般、労働関係法令の所管官庁である労働基準監督機関と連携して、事業の適正な運営を確保し輸送の安全を図るためのより効果的な指導を行うべく、下記のとおり、労働基準監督機関との合同監査・監督を実施することとしたので、遺漏なきよう取扱われたい。

なお、本件については、厚生労働本省と協議済みであることを申し添える。

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準監督局長
(有)・無期限	
平成18年2月13日から 平成28年2月12日まで	

基監発第 0213002 号

平成18年2月13日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査
の実施に当たって留意すべき事項について

標記合同監督・監査の実施については、平成18年2月13日付け基監発第0213001号「タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」（以下「内かん」という。）において指示したところであるが、この実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

なお、本件については、国土交通本省と協議済みであることを申し添える。

記

1 合同監督・監査の対象事業場（内かん記2関係）

合同監督・監査の対象事業場については、

これらの事業場を中心に地方運輸支局（沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）と協議の上、複数の事業場を選定すること。

2 合同監督・監査の実施方法

(1) 具体的実施方法に関する調整（内かん記4関係）

ア 合同監督・監査を効率的に行うため、内かんに定めるもののほか次の事項について地方運輸支局と調整すること。

- ① 実施する職員数
- ② 開始時刻及び終了時刻
- ③ 事業場に到着した際に、事業主に対して来訪の目的を告げる担当
- ④ 事業主等のうち聴取を行う対象者の選定
- ⑤ 事業主等からの聴取順序・項目・役割分担
- ⑥ 調査する書類及び施設等並びにその順序
- ⑦ [REDACTED] 双方が調査の対象とする書類の取扱
- ⑧ 共通の調査事項である自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準」という。）の調査に関する役割分担
- ⑨ 事業主に対し改善を求める内容の確認方法（労働基準監督機関が交付する是正勧告書等と下記イ②の確認書の内容について整合性を図る方法）
- ⑩ 事業主から預かり持ち帰って調査する資料の取扱
- ⑪ その他合同監督・監査の的確な実施のために必要な事項

イ 上記⑧において労働基準監督機関が調査を行うこととなった場合の留意点は以下のとおりであること。

- ① 地方運輸機関が実施する監査においては、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] この範囲内で必要な情報を地方運輸機関の監査担当者に教示すること（参考3参照）。

なお、労働基準監督機関としては、従前のおり、この範囲に囚われることなく監督指導を実施すること。

- ② ①に基づき教示する情報は改善基準違反の日時、運転者名、違反条文等であること。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ウ 内かん記4(1)中「原則として予告することなく実施すること」とあるが、例外

としては、地方運輸機関において管轄区域が広大であることから合同監督・監査のために宿泊を伴うにも係わらず、事業主が不在であることから適切な監査の実施が困難となる状況等を想定しているものであること。

(2) 是正勧告等（内かん記4(3)関係）

合同監督・監査の結果、法違反等を確認した場合は、平成11年4月1日付け基発第191号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」記5に基づき所要の措置を講ずること。

3 労働基準行政情報システムへの入力

合同監督・監査に係る監督復命書を労働基準行政情報システムに入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報1」タブ画面の「特別監督対象1」から「合同監督・監査（タクシー）」と「特別監督対象2」から「自動車」を選択し、入力すること。